

食用精製加工油脂の日本農林規格の一部を改正する件新旧対照表条文

○食用精製加工油脂の日本農林規格（昭和54年10月12日農林水産省告示第1424号）

（傍線の部分は改正部分）

新（平成20年7月23日農林水産省告示第1163号）		旧																																									
<p>（定義） 第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>水素添加</td> <td>原料油脂にニッケル、銅等の触媒を加えて加熱し、水素を送入することにより、当該原料油脂のアシルグリセロール組成の不飽和部の一部又は全部を飽和させる工程をいう。</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>エステル交換</td> <td>原料油脂にナトリウムメトキシド、水酸化ナトリウム、酵素等の触媒を加えて加熱し、又は加熱しないで反応させ、当該原料油脂のアシルグリセロール組成の脂肪酸配位を変えさせる工程をいう。</td> </tr> </tbody> </table> <p>（食用精製加工油脂の規格） 第3条 食用精製加工油脂の規格は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">品質</td> <td>性状 1 鮮明な色調を有し、異味異臭がないこと。 2 （略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>異物 混入していないこと。</td> </tr> <tr> <td>内容量 （略）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">表示</td> <td>表示事項 1 次の事項を表示してあること。 (1)～(7) （略） 2 （略）</td> </tr> <tr> <td>表示の方法 1 表示事項の項の1の(1)から(6)までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1)～(3) （略） (4) 内容量 内容重量をグラム、キログラム又はトンの単位で、単位を明記して記載すること。 (5)・(6) （略） 2 表示事項の項に規定する事項の表示は、別記様式により、容器若しくは包装の見やすい箇所又は送り状にしてあること。</td> </tr> </tbody> </table>		用語	定義	（略）	（略）	水素添加	原料油脂にニッケル、銅等の触媒を加えて加熱し、水素を送入することにより、当該原料油脂の アシルグリセロール組成の不飽和部の一部又は全部を飽和させる工程をいう。	（略）	（略）	エステル交換	原料油脂にナトリウムメトキシド、水酸化ナトリウム、 酵素 等の触媒を加えて加熱し、又は加熱しないで反応させ、当該原料油脂の アシルグリセロール組成の脂肪酸配位を変えさせる工程をいう。	区分	基準	品質	性状 1 鮮明な色調を有し、 異味異臭がないこと。 2 （略）	（略）	異物 混入していないこと。	内容量 （略）	表示	表示事項 1 次の事項を表示してあること。 (1)～(7) （略） 2 （略）	表示の方法 1 表示事項 の項の1の(1)から(6)までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1)～(3) （略） (4) 内容量 内容重量をグラム、 キログラム又はトン の単位で、単位を明記して記載すること。 (5)・(6) （略） 2 表示事項 の項に規定する事項の表示は、別記様式により、容器若しくは 包装の見やすい箇所又は送り状 にしてあること。	<p>（定義） 第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>水素添加</td> <td>原料油脂にニッケル、銅等の触媒を加えて加熱し、水素を送入することにより、当該原料油脂のグリセライド組成の不飽和部の一部又は全部を飽和させる工程をいう。</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>エステル交換</td> <td>原料油脂にナトリウムメトキシド、水酸化ナトリウム等の触媒を加えて加熱し、又は加熱しないで反応させ、当該原料油脂のグリセライド組成の脂肪酸配位を変えさせる工程をいう。</td> </tr> </tbody> </table> <p>（食用精製加工油脂の規格） 第3条 食用精製加工油脂の規格は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">品質</td> <td>性状 1 鮮明な色調を有し、かつ、香味良好なものであること。 2 （略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（新設）</td> </tr> <tr> <td>内容量 （略）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">表示</td> <td>一括表示事項 1 次の事項を一括して表示してあること。 (1)～(7) （略） 2 （略）</td> </tr> <tr> <td>表示の方法 1 一括表示事項の項の1の(1)から(6)までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1)～(3) （略） (4) 内容量 内容重量をグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して記載すること。 (5)・(6) （略） 2 一括表示事項の項に規定する事項の表示は、別記様式により、容器若しくは包装の見やすい箇所又は送り状にしてあること。</td> </tr> </tbody> </table>		用語	定義	（略）	（略）	水素添加	原料油脂にニッケル、銅等の触媒を加えて加熱し、水素を送入することにより、当該原料油脂の グリセライド組成の不飽和部の一部又は全部を飽和させる工程をいう。	（略）	（略）	エステル交換	原料油脂にナトリウムメトキシド、水酸化ナトリウム等の触媒を加えて加熱し、又は加熱しないで反応させ、当該原料油脂の グリセライド組成の脂肪酸配位を変えさせる工程をいう。	区分	基準	品質	性状 1 鮮明な色調を有し、 かつ、香味良好なものであること。 2 （略）	（略）	（新設）	内容量 （略）	表示	一括表示事項 1 次の事項を 一括して 表示してあること。 (1)～(7) （略） 2 （略）	表示の方法 1 一括表示事項 の項の1の(1)から(6)までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1)～(3) （略） (4) 内容量 内容重量をグラム 又はキログラム の単位で、単位を明記して記載すること。 (5)・(6) （略） 2 一括表示事項 の項に規定する事項の表示は、別記様式により、容器若しくは 包装の見やすい箇所又は送り状 にしてあること。
用語	定義																																										
（略）	（略）																																										
水素添加	原料油脂にニッケル、銅等の触媒を加えて加熱し、水素を送入することにより、当該原料油脂の アシルグリセロール組成の不飽和部の一部又は全部を飽和させる工程をいう。																																										
（略）	（略）																																										
エステル交換	原料油脂にナトリウムメトキシド、水酸化ナトリウム、 酵素 等の触媒を加えて加熱し、又は加熱しないで反応させ、当該原料油脂の アシルグリセロール組成の脂肪酸配位を変えさせる工程をいう。																																										
区分	基準																																										
品質	性状 1 鮮明な色調を有し、 異味異臭がないこと。 2 （略）																																										
	（略）																																										
	異物 混入していないこと。																																										
	内容量 （略）																																										
表示	表示事項 1 次の事項を表示してあること。 (1)～(7) （略） 2 （略）																																										
	表示の方法 1 表示事項 の項の1の(1)から(6)までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1)～(3) （略） (4) 内容量 内容重量をグラム、 キログラム又はトン の単位で、単位を明記して記載すること。 (5)・(6) （略） 2 表示事項 の項に規定する事項の表示は、別記様式により、容器若しくは 包装の見やすい箇所又は送り状 にしてあること。																																										
用語	定義																																										
（略）	（略）																																										
水素添加	原料油脂にニッケル、銅等の触媒を加えて加熱し、水素を送入することにより、当該原料油脂の グリセライド組成の不飽和部の一部又は全部を飽和させる工程をいう。																																										
（略）	（略）																																										
エステル交換	原料油脂にナトリウムメトキシド、水酸化ナトリウム等の触媒を加えて加熱し、又は加熱しないで反応させ、当該原料油脂の グリセライド組成の脂肪酸配位を変えさせる工程をいう。																																										
区分	基準																																										
品質	性状 1 鮮明な色調を有し、 かつ、香味良好なものであること。 2 （略）																																										
	（略）																																										
	（新設）																																										
	内容量 （略）																																										
表示	一括表示事項 1 次の事項を 一括して 表示してあること。 (1)～(7) （略） 2 （略）																																										
	表示の方法 1 一括表示事項 の項の1の(1)から(6)までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1)～(3) （略） (4) 内容量 内容重量をグラム 又はキログラム の単位で、単位を明記して記載すること。 (5)・(6) （略） 2 一括表示事項 の項に規定する事項の表示は、別記様式により、容器若しくは 包装の見やすい箇所又は送り状 にしてあること。																																										

表示禁止事項	次に掲げる事項は、これを表示していないこと。 (1) <u>表示事項</u> の項の規定により表示してある事項の内容と矛盾する用語 (2) (略)
--------	---

表示禁止事項	次に掲げる事項は、これを表示していないこと。 (1) <u>一括表示事項</u> の項の規定により表示してある事項の内容と矛盾する用語 (2) (略)
--------	---